

★ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（規則第六十七号）（働く女性応援プロジェクト・チーム）

一 改正の要旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関し、必要な改正を行った。

二 施行期日

子ども・子育て支援法附則第一条本文に規定する政令で定める日

★ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例施行規則（規則第六十八号）
（働く女性応援プロジェクト・チーム）

一 制定の要旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の施行に関し必要な事項を定めた。

二 施行期日

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例の施行の日

★ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（規則第六十九号）（働く女性応援プロジェクト・チーム）

一 制定の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の施行に関し、必要な事項について定めた。

二 規則の内容

1 食事の提供に関する特例

幼保連携型認定こども園が、満三歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる場合は、次の要件をすべて満たす場合とすることとした。

(一) 幼保連携型認定こども園の責任において園児に対する食事の提供が行われ、当該幼保連携型認定こども園の食事の提供の責任者により、衛生、栄養等の面で業務上必要な注意が払われる体制が確保されるとともに、当該幼保連携型認定こども園と当該幼保連携型認定こども園外で調理し、搬入する者との役割の分担、経費の負担区分等が契約等において明確にされていること。

(二) 幼保連携型認定こども園その他の施設、保健所、市町に配置されている栄養士により献立について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあるなど、栄養士による必要な配慮が行われていること。

(三) 幼保連携型認定こども園内における調理を業務委託する場合にあつては、当該業務を受託する者が、望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成等の認定こども園における給食の趣旨を十分に理解し、衛生、栄養等の面において、調理業務を適切に遂行できる能力を有していること。

(四) 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮、必要な栄養素の量を満たす食事の提供など、園児に対し、内容、回数及び時機が適切な食事を提供することができること。

(五) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を作成し、当該計画に基づき食事を提供するように努めること。

2 子育て支援事業の内容

子育て支援事業は、次に掲げるところにより、実施されなければならないこととした。

- (一) 保護者が子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。
- (二) 保護者の要請に応じ、教育及び保育を適切に提供すること。
- (三) 地域の人材や社会資源の活用を図るように努めること。

三 施行期日

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼
保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の施行の日